

令和2年第12回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年12月23日(水)午後2時

2 場 所 多治見市役所 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
報第22号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件
報第23号	非農地認定について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委員氏名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	欠席
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和2年第11回農業委員会総会を開会する。

なお、本日は傍聴人の申請があったので、これを許可する。傍聴人には、この会議で知り得た個人情報については守秘義務があること、ご承知いただきたい。

本日は、9番河地友次委員が欠席のため17名中16名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、12番 若尾 茂 委員、13番 久野 孝好 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。本日は報告事項のみ。

報第22号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第22号について説明願う。

事務局 6件。

申請番号1 所有権移転。1筆目、譲渡人、■■■■市■■■■町■■■丁目■■■■番地、■■■■■■■。譲受人、■■市■■■■■■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は多治見市市之倉町11丁目■■■■番地、田、469㎡。2筆目、譲渡人、■■■■市■■■■町■■■丁目■■■■番地、■■■■■■■。譲受人は1筆目と同じ■■■■■■■。土地は市之倉町11丁目■■■■番、田、23㎡、2筆で492㎡。転用目的は自己住宅。■■■■番の申請地は平成28年に宅地分譲、29年に駐車場で5条届出がある。隣接地と一体で住宅、庭及び温室で利用。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■■丁目■■■■番地、■■■■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■■丁目■■■■番地の■■、■■■■■■■。土地は市之倉町10丁目■■■■番■■、畑、現況宅地、66㎡。転用目的は進入路。現況が既に進入路となっているため始末書提出。

申請番号3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■■番地の■■、■■■■■■■。譲受人、多治見市市之倉町11丁目192番地の65、株式会社友基林業。土地は市之倉町12丁目■■■■番、畑、現況雑種地、3.3㎡、

■■■番、畑、現況雑種地、62 m²、計 65.3 m²。転用目的は事務所兼住宅の建築。現況更地だが、以前に建物が建っていたため始末書提出。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は高田町 5 丁目■■番、畑、現況宅地、23 m²。転用目的は住宅敷地の一部。既に宅地敷地であるため始末書提出。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、多治見市滝呂町 17 丁目 37 番地の 8、株式会社オウル。譲受人、名古屋市昭和区吹上町二丁目 1 番地の 5、新日本工業株式会社。土地は下沢町 4 丁目■■番■、畑、761 m²。転用目的は駐車場。令和 2 年 9 月に宅地造成販売で 5 条届出。11 月の総会で報告後、申請地隣接の譲受人からの申出により住宅造成せず譲り渡すもの。経緯について理由書提出。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■県■■市■■■■■■丁目■■番地、■■■■■。譲受人、多治見市笠原町 1141 番地の 1、博英自動車株式会社。土地は笠原町中原■■■■番■、田、900 m²。転用目的は資材置場及び車両保管場所。申請地は譲受人の事業所に隣接。

議長 報第 22 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

16 番 報告事項の土地について農業委員は見に行かなくてもよいか。現地を見に行った際に、所有者に不審に思われ、1 時間程度話をしたことがある。

事務局 基本的には確認をお願いしたい。

議長 許可案件ではないが、農業委員の立場として見に行ってもらいたい。特に排水処理に問題が無いか見てもらいたい。

3 番 申請番号 1 について。現地確認した時には、既に造成していた。

議長 届出制の土地なので、事務局で確認し受理された後、造成を開始する。

事務局 隣接地が農地の場合は、申請どおりになっているか確認をお願いしたい。許可案件は農業委員会の承認がないと着手できないので気を付けていただきたい。

議長 水と日照の影響も見てほしい。

7 番 届出は、受付後受理するまでどのくらいか。

事務局 基本は約 2 週間。

7 番 許可の場合は意見を聴かれるので申請人に聞かすが、届出の場合は受理の方が早いため現地確認のみとなる。

6 番 届出処理中の小泉町 2 丁目の申請地について。半分から 1/3 ほど埋め立てているが、一部水路まで埋め立てている。

7 番 農業用水路が埋まったものか。もし公図に載っていない水路であれば、埋め立てられても仕方がない。

事務局 申請地の横に蓋のない農業用水がある。地盤を道路面と同じ高さにするために、管を入れて農業用水を残す。管が配置されれば埋まる計画。申請地の上流は管が詰まりやすいため、柵を作って対応する予定。柵を清掃して、詰まらないよう管理する。また工事により周りの環境が変わるため、予想しないことが発生することもあると思う。問題があったら管理者の道路管理課に責任を持って対応してもらう。

7 番 管を入れる計画は明確である。届出どおりに行っているかを最終的に確認するのは誰か。

議長 事務局と地元農業委員、管理担当課が道路河川課ならそこを含め合同で確認するものだと思う。

7 番 以前、水利組合で管理していた水路が埋め立てられたが、公図や図面に載っていない水路だったため、元に戻すことができなかった。ただ、その時は他の水路から水を引くことができたので支障はなかった。

議長 戦後には行政と農業委員会と地主で約束を交わして水路をつけさせてもらっていた頃があった。その時は行政と農業委員会と地主で

約束を交わしていたが、世代が変わって土地の使用目的が変わり、水路が使えなくなることがある。今回の事例は、工事業者が計画どおりに水路を作るかを確認する。一番の心配は管にゴミが詰まらないかですが、手前に柵をつけてもらえるようだ。暗渠の手前に格子を入れてもらえるとうい。

7 番 格子は詰まれば道路河川課だが、掃除は誰が行うのか。

議長 近くの耕作者にお願いするしかない。身近なところで気づかれたことがあったら事務局に申し出て、青線であれば道路河川課も含め組織として対応する必要がある。

議長 他に発言はないか。発言がないので報第 22 号の報告を終了する。

議長 次に報第 23 号「非農地認定について」を上程する。報第 23 号について説明願う。

事務局 1 件、農地に該当しなかったことについての報告。

申請番号 1 土地は根本町 11 丁目■■■番、畑、現況山林、74 m²。所有者は■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■■。第 8 回総会報告で子から所有移転を受けた土地。道路と水路に挟まれた細長い土地で、現況は竹林であり、開墾しても継続的な耕作が困難なため、非農地判断とした。所有者はこの通知をもって法務局で登記の地目変更ができる。

議長 報第 23 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

7 番 宅地から農地にする場合について質問。登記上は宅地になっているが、現況はパイプハウスがある土地のため法務局に相談に行ったら、現状農作物を作っていないと地目変更できないとのことだった。

議長 私のおときは、農作物を作っていた土地が地目変更できなかった。耕作をしていない農地と交換したときに、交換先の土地の登記は宅地、現況は畑で耕作をしていた土地だった。結果、固定資産税が上がった。

7 番 法務局でも厳密に審査するから地目変更は難しいとのことだっ

た。農地に戻らないことはない。ただ、建物が建っていないのに宅地になるのが疑問だった。

6 番 小泉町 3 丁目の農地所有者より相談を受けた。畑の横の長い法面にカボチャを植えていたが、その現況は雑種地となっている。農地にしたい場合どのようにすればよいか。

議長 税金面で言われたことなら、税務課へ相談したほうがいい。

7 番 法面も含めた土地一筆が畑なら、畑になる。法面と筆がわかれていれば別の地目の場合もある。

議長 地番が一緒か分かれているかを事務局に相談する。なお、税金は現況主義で課税される。

17 番 所有畑の隅の地目が畑から雑種地が変わっていた。現況は耕作していたので税務課に相談に行き、地目を畑として認めてもらったが、税額は過去 5 年間分しか返ってこなかった。課税との矛盾に気付いたら、事務局や税務課に相談してみるとよい。

議長 他に発言はないか。発言がないので報第 23 号の報告を終了する

議長 前回の総会で相談のあった高田テクノパークの造成工事の泥水について、翌日東委員と私、企業誘致課担当者 2 名、JV 業者の所長と現地確認を行った。造成工事と併せて調整池を兼ねた堰堤を造っており、来年 2 月頃完成予定。どのくらい泥の沈殿効果があるか検証するため、完成後田植えの 5 月～6 月頃までに現場の状況を見せてほしいと伝えた。真水みたいなきれいな水にはならないため、泥の沈殿を促進する薬品の使用で効果があるかの様子を見る。その間どのくらい雨が降るかにもよる。田植え後 1 ヶ月間までが大事な時期である。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、1 月 27 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3時 00分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和2年12月23日

議事録署名

12 番

13 番

議長